

監査報告書

平成18年11月

宮崎県監査委員

4 4 1 0 0 — 6 1 5

平成18年11月 9日

宮 崎 県 知 事 殿

宮 崎 県 議 会 議 長 殿

宮 崎 県 教 育 委 員 会 殿

宮 崎 県 公 安 委 員 会 殿

宮崎県監査委員 川 崎 浩 康

宮崎県監査委員 矢 野 政 男

宮崎県監査委員 中 村 幸 一

宮崎県監査委員 権 藤 梅 義

監査の結果に関する報告について

このことについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき平成18年9月26日から平成18年10月12日までの間に実施した監査の結果並びに同条第2項の規定に基づき平成18年1月24日から平成18年10月12日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

第 1	定期監査	1
1	監査の概要	1
(1)	監査対象機関、実施年月日等	1
◎	総合政策本部	
	総合政策課	1
◎	総務部	
	総務課	1
	財政課	1
	税務課	1
	危機管理局	1
◎	地域生活部	
	生活・文化課	1
	地域振興課	1
	情報政策課	1
◎	福祉保健部	
	福祉保健課	1
	医療薬務課	1
	高齢者対策課	1
	児童家庭課	1
	障害福祉課	1
	衛生管理課	1
	健康増進課	2
◎	環境森林部	
	環境森林課	2
	環境管理課	2
	環境対策推進課	2
	自然環境課	2
	森林整備課	2
	山村・木材振興課	2
◎	商工観光労働部	
	商工政策課	2
	新産業支援課	2
	地域産業振興課	2
	経営金融課	2
	観光・リゾート課	2

	労働政策課	2
◎	農政水産部		
	農政企画課	2
	地域農業推進課	2
	営農支援課	2
	農産園芸課	2
	畜産課	3
	農村計画課	3
	農村整備課	3
	水産政策課	3
	漁港漁場整備課	3
◎	土木部		
	管理課	3
	道路建設課	3
	道路保全課	3
	河川課	3
	港湾課	3
	都市計画課	3
	公園下水道課	3
	建築住宅課	3
	営繕課	3
◎	教育委員会		
	総務課	3
	財務福利課	3
	学校政策課	3
	特別支援教育室	4
	スポーツ振興課	4
◎	警察本部	4
◎	工事監査		
	農政水産部漁港漁場整備課関係工事	4
	土木部営繕課関係工事	4
	教育庁財務福利課関係工事	4
	警察本部関係工事	4
(2)	監査対象とした事項	-----	4
2	監査の結果	-----	4
	「第1の2」に係る別表	-----	5

第 2	行政監査	6
1	監査のテーマ	6
2	監査の趣旨	6
3	実施時期	6
4	監査対象業務の選定	6
5	実施方法	9
6	監査の着眼点	9
7	監査の結果及び意見	9
8	結び	14

第1 定期監査

1 監査の概要

知事部局の本庁、教育委員会、警察本部の計51か所について、定期監査を実施した。

(1) 監査対象機関、実施年月日等

監 査 対 象 機 関		監査対 象年度	監査実施 年 月 日
部 局 等	名 称		
総合政策本部	総合政策課	平成17 年度	平成 18. 9. 27
総務部	総務課	同	18. 10. 6
	財政課	同	18. 10. 3
	税務課	同	18. 10. 4
	危機管理局	同	18. 10. 3
地域生活部	生活・文化課	同	18. 10. 2
	地域振興課	同	18. 10. 4
	情報政策課	同	18. 10. 5
福祉保健部	福祉保健課	同	18. 9. 27
	医療薬務課	同	18. 9. 27
	高齢者対策課	同	18. 9. 28
	児童家庭課	同	18. 9. 27
	障害福祉課	同	18. 9. 26
	衛生管理課	同	18. 9. 28

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
福祉保健部	健康増進課	平成17 年度	平成 18. 9. 26
環境森林部	環境森林課	同	18. 10. 4
	環境管理課	同	18. 10. 6
	環境対策推進課	同	18. 10. 12
	自然環境課	同	18. 10. 11
	森林整備課	同	18. 10. 11
	山村・木材振興課	同	18. 10. 12
商工観光労働部	商工政策課	同	18. 10. 5
	新産業支援課	同	18. 10. 4
	地域産業振興課	同	18. 10. 2
	経営金融課	同	18. 10. 6
	観光・リゾート課	同	18. 10. 6
	労働政策課	同	18. 10. 2
農政水産部	農政企画課	同	18. 10. 11
	地域農業推進課	同	18. 10. 11
	営農支援課	同	18. 10. 11
	農産園芸課	同	18. 10. 11

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
農政水産部	畜産課	平成17 年度	平成 18.10.11
	農村計画課	同	18.10.12
	農村整備課	同	18.10. 5
	水産政策課	同	18.10. 5
	漁港漁場整備課	同	18.10.11
土木部	管理課	同	18.10. 2
	道路建設課	同	18.10. 6
	道路保全課	同	18.10.11
	河川課	同	18.10. 5
	港湾課	同	18.10. 5
	都市計画課	同	18.10. 6
	公園下水道課	同	18.10. 4
	建築住宅課	同	18.10. 3
	営繕課	同	18.10. 3
教育委員会	総務課	同	18.10.12
	財務福利課	同	18.10.12
	学校政策課	同	18. 9.28

監 査 対 象 機 関		監 査 対 象 年 度	監 査 実 施 年 月 日
部 局 等	名 称		
教育委員会	特別支援教育室	平成17 年度	平成 18. 9. 28
	スポーツ振興課	同	18.10.12
警察本部		同	18.10. 4
工事監査	農政水産部漁港漁場整備課 関係工事	同	18.10.11
	土木部営繕課関係工事	同	18.10. 3
	教育庁財務福利課関係工事	同	18.10.12
	警察本部関係工事	同	18.10. 4

(2) 監査対象とした事項

上記の監査対象機関における財務に関する事務の執行

2 監査の結果

監査の結果は、一部の機関に是正又は改善を要する事項が見受けられたものの、全体として、おおむね適正に執行されているものと認められた。

是正又は改善を要する事項の内容及び該当機関については、次のとおりである。このほか軽易な事項については、当該機関に指導を行った。

また、今回の監査の結果に係る是正又は改善を要する事項等の状況は別表のとおりである。

(1) 収入事務

宮崎情報ハイウェイ21使用料について、調定の時期が遅れているものが散見された。

情報政策課

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあった。

観光・リゾート課
都市計画課

(2) 支出事務

旅費、消耗品費等について、不適正な業務執行により支出事務が著しく遅延し、過年度支出になっているものがあった。

児童家庭課

通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより過払いとなっているものがあった。

商工政策課

(「第1の2」に係る別表)

指 摘 項 目	是正又は改善を要する事項 (件)	その他指導を行った事項 (件)	計 (件)
予 算 経 理 事 務			
収 入 事 務	3	10	13
支 出 事 務	2	6	8
契 約 事 務		1	1
工 事 の 施 工		1	1
財 産 (物 品 を 除 く) の 管 理		1	1
物 品 の 管 理			
そ の 他			
合 計	5	19	24

第2 行政監査

1 監査のテーマ

事務事業の外部委託について

2 監査の趣旨

県においては、県民ニーズの拡大・多様化に対応して、行政サービスの向上や複雑多岐にわたる行政事務の効率化を図るため、これまでも事務事業の外部委託が行われてきたが、今日の厳しい財政状況の下、これまで以上に行政運営の効率化が求められている。

また、地方分権の進展や「官から民へ」という流れの中で、県では、持続的、自立的な行政システムを確立するため、平成18年2月に「宮崎県行政改革大綱2006」を策定し、県と民間との適切な役割分担のもと、民間活力の活用やNPO（民間非営利活動組織）等県民との連携・協働を進め、民営化や民間委託等を推進することとされている。

このようなことから、本県の事務事業の外部委託について、委託の必要性が十分検討されているか、委託先の選定や契約方法などの事務手続きが適正に行われているか、外部委託の経済性、効率性、有効性は確保されているかなどの観点から行政監査を実施し、今後の事務執行の改善に資することとした。

3 実施時期

平成18年1月から平成18年10月まで

4 監査対象業務の選定

(1) 事前調査の実施

監査対象業務の選定に先立ち、全機関を対象に平成17年度（一部については平成16年度）の委託額が100万円以上の委託業務のうち、次の業務を除くものについて、契約の方法、委託先、委託金額等を調査した。

ア 公営企業会計に係る委託業務

- イ 工事に係る設計、調査及び施工管理業務
- ウ 電算のデータ入力及び登記に関する業務
- エ 庁舎の清掃・警備等の維持管理業務
- オ 公の施設管理運營業務

(2) 監査対象業務の選定

事前調査により報告のあった603件の委託業務のうち、県民サービスに密接なつながりがあると思われるもの、効率的な事業の執行や業務の改善が期待されると思われるものの中から40件の委託業務を選定した。

(単位:千円)

番号	業務名	機関名	17(16)年度 委託額
1	県民意識調査業務	総合政策課	2,163
2	給食業務	消防学校	(2,100) 3,945
3	旅券業務	国際政策課	(42,132) 39,449
4	宮崎県NPO活動支援センター 整備事業	生活・文化課	5,826
5	宮崎県電子申請届出システム用 電子様式作成業務	情報政策課	12,348
6	宮崎県社会福祉研修センター運 営事業	福祉保健課	50,584
7	宮崎県ナースセンター事業	医療薬務課	19,673
8	認知症介護研修に関する業務	高齢者対策課	9,122
9	ふれあいフェスティバル開催運 営事業	障害福祉課	2,721
10	大学情報システム運用支援業務	県立看護大学	13,193
11	宮崎県環境情報センター運營業 務	環境森林課	10,005
12	浄化槽適正管理指導事業	環境管理課	2,698
13	産業廃棄物適正処理啓発事業	環境対策推進 課	4,800
14	県民緑化運動推進事業	自然環境課	3,719

(単位:千円)

番号	業 務 名	機 関 名	17(16)年度 委託額
1 5	「安心・安全みやざき豊かな森の幸」消費拡大推進事業	山村・木材振興課	1,944
1 6	場内管理及び試験研究補助業務	木材利用技術センター	(6,699) 6,688
1 7	「チャレンジ・商工観光労働部主要施策案内2006」作成業務	商工政策課	1,024
1 8	海外交流駐在員設置事業(韓国分)	地域産業振興課	25,867
1 9	技能振興対策事業	労働政策課	13,100
2 0	科学技術振興奨励事業	新産業支援課	4,213
2 1	食堂運営業務	県立産業技術専門校	1,470
2 2	植栽維持管理業務	工業技術センター	6,300
2 3	みやざきの食ルネサンス運動展開事業	営農支援課	10,118
2 4	「みやざきの花」ブランド産地育成対策事業	農産園芸課	6,400
2 5	漁業無線局指導通信業務	水産政策課	13,477
2 6	ほ場管理補助業務	総合農業試験場	23,617
2 7	草刈業務	総合農業試験場亜熱帯作物支場	15,015
2 8	炊事業務	県立農業大学校	20,752
2 9	宮崎県産業開発青年隊推進業務	管理課	42,431
3 0	公共事業マネジメント支援事業及び公共事業支援統合情報システム構築事業	技術検査課	(23,456) 24,999
3 1	沿道修景植物育成苗ほ管理業務	道路保全課	45,780
3 2	住まいの情報提供促進事業	建築住宅課	3,789
3 3	みなとの森公園運営管理業務	北部港湾事務所	3,557

(単位:千円)

番号	業 務 名	機 関 名	17(16)年度 委託額
3 4	全国高等学校総合文化祭誘致・ 開催推進事業	学校政策課	2,230
3 5	県立西都原考古博物館運営支援 業務	県立西都原考 古博物館	(9,436) 9,436
3 6	スクールバス運行業務	宮崎養護学校	(20,475) 19,478
3 7	スクールバス運行業務	宮崎南養護学 校	(11,150) 9,975
3 8	高齢者講習業務	運転免許課	129,376
3 9	交通安全指導員及び民間交通安 全協力隊による交通安全教育、 街頭指導、広報活動の推進事業	交通企画課	157,176
4 0	宮崎県警察新通信指令システム の保守業務	地域課	57,015

(注) 平成17年度中に監査を実施した機関については、平成16年度の委託額を上段に括弧書きで示した。

5 実施方法

平成17監査年度定期監査の実施に併せ、上記の対象業務について対象機関から提出された「行政監査調書」に基づき、聞き取り調査を中心に実施した。

6 監査の着眼点

監査に当たっては、次に掲げる項目を着眼点として実施した。

- (1) 外部委託の必要性の検討を行っているか。
- (2) 外部委託の目的は達成されているか。
- (3) 委託手続は適正に行われているか。
- (4) 外部委託の経済性、効率性、有効性は確保されているか。
- (5) 外部委託の成果の活用と見直しは行われているか。

7 監査の結果及び意見

着眼点ごとに列記すると次のとおりである。

- (1) 外部委託の必要性の検討を行っているか。

【結果】

外部委託の必要性の検討については、概ね適正と認められたが、委託する業務範囲の見直しが必要と思われるものがあった。

【意見】

外部委託の必要性を検討するに当たっては、費用対効果のみならず、効率性の向上が図れるのか、行政サービスの水準が低下しないかなど、様々な視点から全般的な検討を行い、委託の是非や業務の内容及び範囲を決定する必要がある。

(2) 外部委託の目的は達成されているか。

【結果】

監査対象業務の多くは外部委託の目的を概ね達成していると認められたが、次のように目的の達成が不十分と思われるものがあった。

ア 委託契約の時期が遅く、委託先との十分な検討、協議が行われなかったことなどから、目的の達成が不十分となっているもの

イ 社会経済情勢や県民のニーズの変化に伴い、目的の達成が十分とは言えないもの

【意見】

ア 外部委託の実施に当たっては、委託の目的が十分に達成されるよう、委託事務の計画的な執行に努め、業務の円滑な推進に配慮されたい。

イ 外部委託の目的が達成されているかどうかについては、委託業務の内容によっては、アンケート調査の実施や、数値目標、判断基準の設定など、目的の達成度を客観的に判断するための取組みが望まれる。

(3) 委託手続は適正に行われているか。

【結果】

委託手続については、概ね適正であったが、次のように

見直し、改善を必要とするものがあった。

ア 1者随意契約の理由が明確でないもの

イ 積算方法の検討を要するもの

(ア) 数年間単価の見直しを行っていない

(イ) 委託料の積算が適正でない

ウ 契約書・仕様書の内容が不適當、不十分なもの

(ア) 個人情報保護に関する規定がない

(イ) 守秘義務に関する規定がない

(ウ) 検査に関する規定がない

(エ) 支払いに関する規定の不備

(オ) 委託業務の内容が不明確

(カ) 成果に関する報告様式が示されていない

(キ) 仕様書が契約書に記載、添付されていない

エ 指導監督、検査の状況が不適當、不十分なもの

(ア) 講習会がかなりの回数実施されているにもかかわらず、一度も実地確認がされていない

(イ) 契約担当者が検査員となっている

オ 指名通知から入札日までの期間の設定が、所定の期間よりも短すぎるもの

カ 予定価格調書を作成すべきであるにもかかわらず作成されていないもの

キ 契約書に規定されている検査結果の通知を行っていないもの

ク 委託業務に労務の提供を内容とするものがあり、業務内容、契約書等について検討を要するもの

【意見】

ア 県が行う契約は競争入札が原則であることから、1者随意契約による場合は、その妥当性について十分吟味する必要がある。規制緩和等により他に受託可能となった者がいないかなど、毎年度検討を行い、より一層競争性、透明性の確保に努めることが望まれる。

イ 委託料の算定に当たっては、積算根拠を明確にするとともに単価、数量等について毎年度見直しを行い、常に適正な委託料となるよう努めるべきである。

なお、積算方法については、各所属毎に独自の算定が行われ、積算額にばらつきがあるため、同種の業務を委託する所属間にあつては、情報の共有化を図り、積算方法の標準化が望まれる。

ウ 契約書の締結に当たっては、適正を欠くものがあつたので、財務規則、契約書作成の手引に従い、十分留意されたい。

また、契約書、仕様書等はそれぞれの種類や性質に応じた適切な条項の追加等も検討し、実態に即したものにすることが必要である。

エ 外部委託であっても、事業の結果については、県が責任を負うものであり、委託事業の履行状況を効率よく確認する方法を工夫し、必要な指導、監督を的確に行い、適正な管理に努める必要がある。

オ 労務の提供を伴う委託については、労働関係法令に十分に留意する必要がある。

(4) 外部委託の経済性、効率性、有効性は確保されているか。

【結果】

情報システム関連の委託に係る調達コストの標準化の取り組みや、NPO法人との連携により効率性、有効性の向上を図る取り組みなど、一定の成果を上げているが、次のように見直し、改善を必要とするものがあつた。

ア 直営コストを積算して直営と委託との比較検討を行っていないもの

イ 他の機関における類似業務委託との比較検討を行っておらず、経済性、効率性の観点から見直しが必要とされるもの

ウ 概算払いの支払い回数を増やし、資金の有効活用を図る

など経済性の検討を必要とするもの

エ 長年同じ内容で委託されており、効率性、有効性の観点から見直しが必要と思われるもの

【意見】

ア 委託を検討する場合には、非常勤職員による対応など雇用形態の検討も加えながら、できるかぎり直営コストを積算して比較検討を行う必要がある。

イ 外部委託を行うに際し、他の機関において類似した委託がある場合は、契約方法、積算方法、運営方法などについて情報交換を行い、より効率的、効果的な業務のあり方の検討を行う必要がある。

ウ 概算払いをする場合、事前に委託先から資金計画書を徴するなどして、委託先の経費の支出時期、必要額を把握し、適正な支払時期、金額の支出に努め、資金の有効活用を図る必要がある。

エ 複数年度にわたり同一事業を外部委託している場合は、社会経済環境の変化を踏まえ、事業内容の定期的な検証を行う必要がある。

(5) 外部委託の成果の活用と見直しは行われているか。

【結果】

外部委託の成果の活用と見直しについては、概ね適正と認められたが、前年度の事業成果が低調であったにもかかわらず、前年度と同様の内容で事業を実施し、必要な見直しを行っていないものがあった。

【意見】

委託業務の終了後、業務の執行方法、監督指導のあり方について点検を行い、事業効果が発揮されるよう改善を図る必要がある。

8 結び

- (1) 今回監査した「事務事業の外部委託」については、全体的には概ね適正に執行されていると認められたが、一部には「監査の結果及び意見」で述べたとおり、見直しや改善を必要とする事項が見受けられたので、今後適切に対応されたい。
- (2) 委託事務の執行に当たっては、職員一人ひとりが、厳しい財政状況をしっかりと認識し、明確なコスト意識をもって委託料の算定や契約方法の点検を行い、経済性、効率性、有効性の観点から見直しや改善を行う必要がある。
- (3) 急激な社会経済情勢の変化の中で、これまで外部委託を行っていなかった事務事業についても、規制緩和等により委託が可能となることもあるので、毎年度委託の必要性の検討を行うべきである。
- (4) 事務事業の外部委託については、単に経費の節減、効率化の視点のみに目を向けるのではなく、民間との適切な役割分担を明確にした上で、民間活力の導入、県民との協働など、多様な主体と連携を図りながら、幅広い視点をもって推進されることを要望する。
- (5) 近年、福祉分野をはじめ様々な分野において、NPO法人の活動が盛んになっており、公共サービスの新たな担い手としての期待が高まっている。このような状況にも留意し、委託先の選定に当たっては、民間企業等に加え、NPO法人についても考慮していくことが必要である。
- (6) 今後、事務事業の外部委託は一層推進されるものと思われるが、あくまでも県の事業であることを認識し、委託により当該業務に対する職員の実務能力が低下することがないように留意するとともに、県の指導、監督を十分に行い、適切な業務の執行・管理に努められたい。